

瀬戸市訓令第 2 号

本 庁  
公 所

瀬戸市文書取扱規程（平成 1 3 年瀬戸市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第 3 7 条 <省略> <u>(担当部長を置く場合の読替え)</u> 第 3 8 条 瀬戸市行政組織規則第 4 5 条第 2 項に 規定する担当部長を置く場合における当該担当 部長の掌理する事務については、第 1 3 条第 2 項、第 1 8 条第 4 項及び第 7 号様式中「部長」 とあるのは「担当部長」と、第 1 6 条中「部長 名」とあるのは「担当部長名」と、第 1 9 条第 1 項中「主務部長」とあるのは「主務担当部 長」と読み替えて適用する。	(委任) 第 3 7 条 <省略>

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。